

日時：令和5年10月4日（水）  
18時30分～20時00分  
方法：オンライン開催

**【出席者】**

○ 委員

橋本部長、三戸委員、土島委員、太田委員、岡田委員、川淵委員、保坂委員、竹田委員、鎌田委員

○ 事務局

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課  
和田課長、関本課長補佐、鹿内係長、坂本主事

○ オブザーバー

総務部教育・法人局学事課  
保健福祉部地域医療推進局地域医療課  
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課  
教育庁学校教育局特別支援教育課

**【事務局・関本】**

それでは定刻を少し過ぎましたが、令和5年度第2回の医療的ケア児支援部会を開催させていただきたいと思っております。

本日、議事に入るまでの進行を務めます、保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課の関本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会につきましては、委員の皆様全員ご出席をいただいておりますので、出席等につきましては、名簿のご紹介で変えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、皆様本日は、お忙しいところ遅い時間にもかかわらず、ご参加いただきまして大変ありがとうございます。

本日の議事につきましては、次第にも記載ありますが、第3期の障がい児福祉計画の素案につきまして、医療的ケア児に関する状況調査に係る調査票につきまして、3つ目は、北海道子どもの未来づくり審議会障がい児支援部会（仮称）の設置についての検討になっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から、いくつかご案内をさせていただきたいと思っております。

まず、本日部会の内容につきましては、議事録を整理する都合上、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、本日、オンラインで開催することとなっておりますので、発言される際には、お名前等を発言前に、ご発言をいただくとありがたいのでよろしくご協力のほどお願いいたします。

本日の部会につきましては傍聴で北海道医療新聞社が様入られておりますので、申し添えさせていただきます。

簡単ではございますが、事務局からのご案内は以上になります。

それではここから議事の進行につきまして、橋本部長の方をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【橋本部長】**

橋本です。聞こえますでしょうか。ありがとうございます。

それではここからは私の方で進行させていただきます。

本日の終了予定時間は、20時を予定していますが、定時での終了にご協力をお願いいたします。

では始めに、議事1「第3期障がい児福祉計画の素案について」事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局・鹿内】

子ども家庭支援課障がい児支援係の鹿内です。よろしくお願いいたします。

私からはまず、第3期障がい児福祉計画の素案について、本部会でご意見をいただく部分をご説明させていただきます。前回から時間が経過しておりますので、まずは本計画策定に係る検討組織等についてご説明します。

今回の計画見直しにおいては、北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合することとし、統合にあたりましては、第6期障がい福祉計画をベースとします。

計画の名称は別途検討することといたしますので、現時点においては、資料には「仮称」としてあります。

計画の期間は、6年とし、3年で中間見直しを図ります。

資料1-1をご覧ください。

1の計画の検討組織ですが、計画の検討組織については、総括審議組織を「北海道障がい者施策推進審議会」が行います。

分野別の検討組織は、本部会のほか、権利擁護部会、意思疎通支援部会や北海道自立支援協議会に地域移行部会、人材育成部会、地域づくりコーディネーター部会があり、それぞれにおいて資料の右側に記載の「主な検討項目」について議論を行います。

2番の策定スケジュールですが、全体のスケジュールとしましては、本会の親会である「北海道障がい者施策推進審議会」の初回が6月に開催されました。

8月3日の当部会において、計画の基本的な考え方について協議いただき、その後、第2回目の「北海道障がい者施策推進審議会」により協議され、その後、議会報告や全道6か所でタウンミーティングを行ったところです。

また、本日の部会で素案を協議いただきまして、今後の素案につきましては11月に第3回の「北海道障がい者施策推進審議会」により協議される予定です。

11月に素案の議会報告、12月中旬に予定しております当部会において案の修正を行い、1月の「北海道障がい者施策推進審議会」計画（案）の議会報告を経まして、計画の策定を行いたいと考えております。

次に、計画の概要についてご説明します。資料1-2をご覧ください。

「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」（素案）の概要、2ページをご覧ください。

（8）障がい児支援の充実の項目において、3ページの③医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実を記載しており、その右側に具体的な取組として、医療的ケア児等支援のための協議の場の設置と医療的ケア児等コーディネーターの育成を記載しています。

今回の見直しでは、医療的ケア児と難聴児支援について、新たに項目を追加しております。

なお、こちらは概要になりますので、そのほかの取組は、このあとご説明させていただく、計画本文に記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらには計画における成果目標を記載しております。こちらも概要版になりますので、詳しくは計画本文に記載しています。

次に、資料1-3「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）素案」をご覧ください。13ページになります。

こちらの項目では、障がいのある人の現状等について記載しておりますが、今回の見直しで医療的ケア児への支援が項目として追加されたことから（5）の医療的ケア児についての説明を新

たに記載しております。

次に、19 ページをご覧ください。

こちらには、サービス提供体制の現状と評価について記載しております。

主な内容としては、児童発達支援センター及び市町村中核こども発達支援センターの設置について、そして4行目から医療的ケア児への支援状況について、また、新たに追加した難聴児への支援状況について記載しております。

次に、25 ページをご覧ください。

こちらの項目では、第6期障がい福祉計画推進の基本方針を記載しております。

(8)の障がい児支援の充実では、前回の協議会でご説明させていただいた、計画の考え方をこちらに記載しております。

次に、ページが飛んでしまいますが、63 ページをご覧ください。

こちらでは、計画の中心となります、「計画推進のための具体的な取組」について記載しております。

各項目に「現状と課題」、「考え方」、その後に各取組の「推進の視点」、「推進施策」の順に記載しています。

64 ページから、(1)障がいのある子どもに対する支援の充実、70 ページの(2)学校教育の充実、そして(3)71 ページに、今回の計画で新たに項目として設定した部分になりますが、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実について記載しています。

①医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実の推進の視点では、重症心身障がい・医療的ケア児とその家族が身近な地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制の構築の必要性や、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等を総合的に支援する体制を構築するための支援をコーディネートする役割を担う人材の必要性について記載しています。

推進施策では、医療的ケア児等支援センターが中心となり、医ケア児やそのご家族、関係機関等からの相談に対応するほか、医療的ケア児等コーディネーターの養成による支援体制の充実。

医ケア児等の家族のレスパイトの確保や、市町村等で対応が困難な専門的支援などを含む重層的な支援体制の整備を記載しております。

今ご説明した「計画推進のための具体的な取組」ですが、今回の計画では、北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合していますので、各取組については、両計画から、それぞれ該当する項目に組み込んでおります。

次に、91 ページをご覧ください。

こちらでは、計画の成果目標について記載しています。

6 番目、医療的ケア児等支援に関する目標では、国指針に定める成果目標である、都道府県、圏域、市町村における協議の場の設置。

医療的ケア児等コーディネーターの配置について、目標の設定をしています。

以上が「第3期障がい児福祉計画の素案」についての説明となります。

#### 【橋本部会長】

ただいま、事務局からご説明のありました第3期障がい児福祉計画の素案について、委員の皆様、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

それでは私から1点ですね、児童発達支援センターを設置するということになるようですけども、この児童発達支援センターの範囲といいますか、対象というのは、どのようなイメージになるのでしょうか。可能な範囲でお知らせいただくとありがたいです。

#### 【事務局・鹿内】

範囲でしょうか。

#### 【橋本部会長】

はい。対象ですね。つまり、児童発達支援センターという対象が何か難しさを持つ、或いは障がいのあるお子さん方も対象にするのかなということであれば、この医ケア児も、リンクして、或いは協力して、センターの活動に対応していかなければならないのかなというふうに思ったものですから。

**【事務局・鹿内】**

はい。児童発達支援センター自体は、障がいのあるお子さんに対してサービスを行って、各保育所ですとか、そういったところの支援、研修等を行ったりとか、支援を行ったり地域の支援を行う中核となる、その地域の支援をしていくような位置付けになると思います。

**【橋本部長】**

いずれ関係性というものが出てくる可能性はあるというふうに、想定してよろしいということですね。はい。わかりました。ありがとうございます。

委員の皆様から、今の議事 1、福祉計画の素案について、何かご質問或いはご意見いかがでしょうか。

**【土島委員】**

すいません。土島です。

**【橋本部長】**

はい。お願いいたします。

**【土島委員】**

資料 1-2 の目標値のところですけども、令和 8 年の目標値と令和 11 年の目標値が挙げられていて、令和 11 年は、全部の自治体ということで 179 という事だと思っておりますが、その前の令和 8 年の 125 っていうのが、何の数字かというふうにちょっと教えていただいてもいいですか。

**【事務局・鹿内】**

はい。ありがとうございます。

現在コーディネーターが、設置されている 82 市町村はあるんですけども、今現在、設置されていない市町村を 6 年間で割りまして、その 3 年間プラスした値を目標としております。

現状ですね、今の計画でも 82 市町村というふうに目標設定しているものですから、現状維持というよりは前進させなければならないということで、目標値と設定させていただきました。

**【土島委員】**

もう一つの考え方としてというか、医療的ケア児がいるけれども、まだコーディネーターが配置されていないところっていうのが、まだあると思うんですけども、それもまた 3 年後になると変わっているのでちょっと難しいと思うのですが、ここからではなく、179 まで行くように、半分だとこれぐらいかなっていう感じのことですね。

**【事務局・鹿内】**

はい。今年度ですね、現在 26 市町村の「医ケア児がいて、コーディネーターが不在の市町村」があるのですが、そのうちの半分ぐらいは今年度で受講見込みですので、そういった意味では 125 というところですね、目標設定させていただきました。

**【土島委員】**

分かりました。全ての自治体に置くということを目標としてその半分なのでということであればいいかなと思いました。ありがとうございます。

**【橋本部長】**

さて、委員の皆様、よろしいでしょうか。

よろしければ、次の次第に進みたいと思います。議事(2)ですね。医療的ケア児に関する状況調査に関わる調査表についてということです。

**【事務局・鹿内】**

橋本先生、太田委員からお手が挙がっていたと思うのですが。

**【太田委員】**

最後にお話の方がいいかなと思ってよろしいですか。

守る会の太田です。

医療的ケア児等コーディネーターの配置を計画的に進めるということは、とても賛成なんですけれども、コーディネートする先の資源がやっぱり、そこが各道内各地域に本当に不足している。

特にレスパイト事業ですね。そこが不足しているのがもう待ったなしの状況で、私たち会員や地域の方から聞こえてくるんですね。

前日も希望したんですけれども、医療的ケア児等の、訪問看護師さんのレスパイト事業、これを何とか具体的に検討して、早急に進めていただけると本当にその地域で安心して暮らせる支援体制の一つとして、どんどんなんていうんですかね、短期入所とかレスパイトの資源がない中で、ぜひ進めていただきたいと思っていますところですよ。

はい。以上です。

**【橋本部長】**

ありがとうございます。

事務局からは、何か今のご発言に対して応答はありますでしょうか。

**【事務局・鹿内】**

はい。ご意見ありがとうございます。

計画のですね、政策の中にですね、レスパイトの確保も入れてはいるんですけども、確かに現在ですね、そういった資源の確保が進まない状況があるというお話を伺っていますので、できるだけ可能な限りですね、早くそういったところにも着手していききたいなと思っています。

また、市町村向けの事業としては、道としてもですね、補助金を出したりとかで、医療的ケア児等総合支援事業というのがありますので、市町村にもですねそういった事業の活用等も働きかけていききたいと思っています。ありがとうございます。

**【土島委員】**

土島です。

**【橋本部長】**

お願いいたします。

**【土島委員】**

今の太田委員の意見にというか、コメントなんですけれども、私たちの北海道医療的ケア等支援センターでコーディネーターの養成及びその後のフォローアップをしているんですが、先ほど太田委員おっしゃられたとおり、地域によってはそもそも資源がないからコーディネートのしようがないってところは確かにあるんですけれども、ただ資源、今ある資源のコーディネートだけではなくて、その資源の創出っていうものもコーディネーターの役割として、皆さんに押さえていただいているところなので、短期入所がない自治体の方が多いわけですけれども、その中で、既存の資源を使って何とか医療的ケア児の短期入所を受け入れてもらうといったようなことを既にコーディネーターさんがやっておられるケースがあるんですよ。

前にもお話したんですけれども、十勝地域で高齢者を対象とした病院の中で医療的ケア児の受入れをしてくださるような研修等を組んで、私もちょっとそこに講演会みたいな形で行かせていただいたんですけれども、そこで今すでに呼吸器をつけているお子さんの、レスパイトを受けてくださっていると、そういうところもありますし、前回保坂さんがおっしゃってくださったように訪問看護ステーションの方でそういったようなことも検討していきたいというところもありますし、道の方で今後レスパイトを増やすっていう時に、今までのように障がい児者施設、入所施設に絞ってやるとか、大きな小児病院があるところの空床利用するとかっていうことがやっぱりなかなか上手くいかないということが分かっているところなので、高齢者を対象としたところだとか、あと今は訪問看護ステーションが作る小規模多機能事業所みたいなのもあったりしてそういうところで医療的ケア児のお泊まりもやっていくってこともあるのかなというふうに思うので、ちょっとぜひ施策をさらに柔軟な形で活用できるように、いろんな人が、こう取り組もうと思えるような形にさせていただけるとありがたいかなというふうに思いました。以上です。

**【橋本部会長】**

ありがとうございます。

今の土島委員の発言については、事務局から何か応答ありますでしょうか。

**【事務局・鹿内】**

はい。ありがとうございます。

確かにですね、障がい児入所施設だけではなくて、高齢者施設ですとかそういった活用も含めてですね、今のご意見を参考にさせていただきたいなと思っています。

あと来年度ですね、国の方でも報酬改定を予定しておりますので、その辺もですね、国に引き続き要望して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【橋本部会長】**

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

他、委員の皆様からのご発言いかがでしょう。

**【土島委員】**

すいませんもう一つ、何度も申し訳ないんですけれども。

**【橋本部会長】**

お願いします。

**【土島委員】**

新たに短期入所を受けてくださるところを作るといことと並行して、前回もお話したかなと

思うのですが、既存のところ、なかなか大変な状況になっているというところもあってですね、特に3歳未満の医療的ケア児の病態が非常に不安定なお子さんを短期入所で受けてくださるところがもうほとんどない中で、キャンセルもやっぱり多くなるっていうことがあるんですけども、既存のすでにやっただきしているところへの支援みたいなことも併せて考えていかないと、新しいところが増えないばかりか、今やっているところも閉鎖してしまうみたいな状況に、ちょっとになってしまうような状況もあるようなので、その辺りも含めて、レスパイトの件については考えていただけるとありがたいかなというふうに思いました。以上です。

#### 【橋本部長】

ありがとうございます。

これも含めて、事務局の方での配慮といいますか、留意といいますか、どうぞよろしく願いいたします。発言いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、議事の2、先ほども言いかけてきましたが「医療的ケア児に関する状況調査に係る調査票」についてという題目に移りたいと思います。

これも事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局・鹿内】

はい。それでは医療的ケア児及び重症心身障がい児者に対する調査について、ご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

こちらは毎年実施している調査になりますけども、今年度の実施を検討するにあたり、まずは調査票の方を事務局で作成しましたので、それについてご説明させていただきます。

昨年から数カ所変更しております。

基本的には、昨年の調査票をベースに考えており、まず1番目の対象者の状況は、医ケア、重心への該当のほか、居住地や手帳の交付状況、就学等の状況についての設問となります。

次に、2ページをご覧ください。

2番目は、障がい福祉サービスの利用状況です。

こちらは前年と変更はございません。

次に、3ページをご覧ください。

ここからは、医療的ケア児のみの回答になります。

3番の医療機関等の利用状況についてですが、1番目の項目で、医療機関を利用しているか、していないかの設問を昨年の調査票から追加しました。

これは、昨年の集計作業において、利用しているが未回答なのか、利用していないかの判断ができないという課題が生じたため、今年度追加しております。

次に4番目、日常生活の状態、介助等についての設問です。

姿勢、移動、食事、食形態、排泄時の介助、入浴時の介助、言語等の理解、意思表示の各項目ごとに状態を回答していただくようになっております。

次に、4ページをご覧ください。

5番目、医療的ケアに関する状況についてですが、こちらでは、医療的ケアの実施者及び主たる実施者、ケアの実施者についての設問になります。

また、3番目の設問に、医療的ケアの主たる実施者の年齢を追加しております。

これは昨年の部会においてですね、いただいた意見を反映する形で追加しております。

次に、5ページをご覧ください。

前のページからの続きになりますが、10番の設問について、こちらは相談先として該当するものを全て選択していただくことを想定しておりますが、昨年は「医療的ケア児についての「主な」相談先」としていただくため、実際は相談先であっても選択されない可能性があるということか

ら、今年度は「主な」という文言を削除しております。

次に、6ページをご覧ください。

6番、家族の抱える課題ですが、こちらは医療的ケア児の家族が、どのような課題を抱えているのか、またその課題を改善するためには何が求められているのかを回答していただきます。

次の資料 2-2 は、参考に、今ご説明した調査票の新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認ください。

以上で、在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児者に関する状況調査についての説明を終わります。

#### 【橋本部長】

ただいま説明いただきましたことについて、ご意見或いは質問、或いは確認がありましたらご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

継続してこの状況調査はやっておりますので、少しずつ難しいところ、或いはこうしたらというところを改定していくということで、今回はこの案でということですね。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

そうしましたら、次の議事「(3) 北海道子どもの未来づくり審議会障がい児支援部会（仮称）の設置検討について」ということで、またご説明をお願いいたします。

#### 【事務局・関本】

「北海道子どもの未来づくり審議会障がい児支援部会（仮称）」の設置検討についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の説明に入ります前に概要と言いますか、少しご説明をさせていただきたいと思えます。

国におきましては、今年の4月に「こども家庭庁」が発足しまして、結婚、妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な政策展開というところで、機構改正等充実を図って、政策の展開等を行っているところでございます。

道といたしましても、6月にこうした国の動きに対応いたしますように、障がい児の支援なども含めまして、関連事業を集約いたしまして、子ども政策を一体的に推進するため、機構体制を強化して取組を進めているところでございます。

こうした子ども施策の審議につきまして、国におきましては、こども家庭庁に「こども家庭審議会」を置きまして審議をされております。

障がい児の支援に関することにつきましては、当該審議会に、「障害児支援部会」が設置されているところです。

道におきましては、「子ども政策局」に、子ども・子育て施策に係ります「北海道子どもの未来づくり審議会」が設置されており、現在、審議会の見直し作業を行っているところでございます。

その中で、国の建て付けにならしまして、道におきましては、障がい児を含めた子どもの施策というものを検討するため、この「北海道子どもの未来づくり審議会」の方でも、障がい児に係る施策検討を行う部会というものの在り方について、まず検討を進めようということになっております。

資料3をご覧くださいいただければと思えます。

まず、1番の「国の状況」についてですけれども、国におけるこども施策の審議会について



は、こども家庭庁の発足と同様に、「こども家庭庁設置法」によりまして「こども家庭審議会」が設置されております。

その審議会には、基本的な政策に関する重要事項の調査・審議や児童福祉法による事項の取扱い処理というも審議する事項の中に盛り込まれているところです。

審議会につきましては、その下に「基本政策部会」や「障害児支援部会」など、8つの部会が設置されているところで、こども家庭庁が所管しております。

この「障害児支援部会」が所掌している事務につきましては、「障害児支援に関する調査・審議」というものになっております。

なお、その下の「参考」にもありますように、こども家庭庁と厚生労働省の所管の分け等につきましては、こども家庭庁は子育て支援施策の中で、障がいや発達に課題のあるこどもへの支援などを所掌しておりまして、障害福祉の増進や保健の向上、障がい児福祉サービス、医療的ケア児への支援等がこの中に入ります。

そのようなものを担うという形になっています。

厚生労働省につきましては、障がい者の福祉の増進や保健の向上（障がい者に対するサービス、障がい者と障がい児を一体となって支援する施策等）を担っているところでございます。

次に、2番の「道の状況」というところになります。児童福祉法において都道府県の障害児福祉計画の策定等について規定されておりますのが、下の次のしかくの囲みにありますように、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」におきまして、「北海道発達支援推進協議会」において「北海道障がい児福祉計画」の策定に関する専門的な意見を聴取する機会というふうに位置づけられておりまして、また、「障害者基本法」の合議制の機関としまして、「北海道障がい者施策推進審議会」が位置づけられているところでございます。

北海道におきまして、障がい児支援施策の審議につきましては、現在、今お話をしました「北海道障がい者施策推進審議会」において、児・者への切れ目ない施策をご審議いただいております。審議会には、「医療的ケア児支援部会」を設置いたしまして、また、「北海道発達支援推進協議会」におきましても、乳幼児期から成人期へつなげるための必要な対策の審議等も行っていただいているところでございます。

3番目になります「課題」というところを書いてありますが、ぼつが5つございます。

記載しておりますように、北海道の子どもの未来づくり審議会に障がい児支援部会を設置した場合、障がい福祉計画の策定、先ほどご議論いただいた計画ですけれども、そちらの方は法令によりまして「北海道障がい者施策推進審議会」でご意見をお伺いするという事になっておりますので、審議会が二つというような形になって、ダブルスタンダードになってしまうという懸念が1つございます。

また、その未来づくり審議会の部会で計画以外の審議をするとした場合、医療的ケア児の部会とか先ほどお話しております協議会の方ですね、「発達支援推進協議会」におきまして、それぞれ医療的ケア児でありますとか、発達障がいのお子様等への支援とか、実態調査とか対策への推進等については、現在も行っておりますので、そこと重複するという懸念もございます。

例えば、北海道子どもの未来づくり審議会の方の「障がい児支援部会」を設置した場合に、今の「医療的ケア児支援部会」を両方の審議会に持たせて、開催するときは合同開催でというようなことも検討が可能であるかもしれませんが、もう1つの「発達支援推進協議会」を所掌しているものが割と多岐にわたるので、なかなかそちら方は全て合同開催ということは難しいと考えているところです。

いずれにしても、障がい児・者についての切れ目のない支援を行っていく必要があることから、非常に重要と考えておりますので、障がい者施策推進審議会と連携した取組みでありますとか、情報共有というものは双方に必要というふうに考えております。

また、本年6月から、子どもに関する施策につきましては、子ども政策局の方で所掌しており

ます。

障がい児から障がい者への移行の場合、障がい児を担当している部会等のもとより、障がい者の方を担当している審議会の方でも、審議を行っていただく必要があることから、障がいの、今の審議会での審議というものは必要であるというふうに考えているところです。

担当しているところが障がい児を所管するのは当課におきまして、現行のとおり所管はしていくんですけども、そこに障がいの方の審議会には児者両方のものを審議していただいておりますので、子どもについての所管については、6月から当課の方で引き継いでおり、当課が担当となって障がい児の審議会の方に案件等を提出するというふうな必要性があるというふうに考えております。

2ページ目の下に「イメージ図」は掲載しておりますけれども、この図は、一般的な図として掲載しております。

このような形で進めていくというよりはイメージとして一般的なものを掲示しておりますので、ご了承いただければと思います。

また、それ以降につきましては、関係規定を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

今お話をさせていただいて、まずはこういう状況でこの部会の設置につきまして進めていきたいというふうに考えております。

ただ、今、冒頭でもご審議いただきました「第7期北海道障がい福祉計画」でありますとか、「第3期北海道障がい児福祉計画」につきましては、引き続き現行体制でご審議をいただきまして、今年度末に向けまして策定を進めていきたいと考えております。

今、ご紹介しております「北海道子どもの未来づくり審議会」におきましては、障がい児支援施策の部会を設置することとなった場合、令和6年度から設置というような形になると考えているところです。

今回は、「北海道子どもの未来づくり審議会」におけます障がい児の施策の審議の在り方の検討につきまして、現状というものをご報告させていただいております。

また、次の部会等で、たたき台の案というものをまとめていけたらというふうに考えておりますが、まず率直にですね、皆様のご意見等がありましたら、いただければなというふうに考えております。

事務局からは、以上でございます。

#### 【橋本部会長】

はい。ありがとうございます。

政策のフレームと言いますか、体系の中でどう整理して実際にこういう方向性を考えていけばいいのかというところでの、とりあえず頭出しということで、令和6年度から具体的に仕切っていかなければならないというご説明だったと思うんですけども、委員の皆様からは今日のところでは、ご意見、或いは質問、或いは確認でもよろしいんですけども、ご発言いただければと思うのですが、いかがでしょう。

竹田委員からお願いいたします。

#### 【竹田委員】

委員会のそれぞれ役割の違いというのが正直よく分からなくて、先ほどダブルスタンダードになるという話もあったかと思うのですが、実態としてこのダブルスタンダードにならないような形で、役割というのはどういうふうに切り分けていくのか、それをちょっと説明いただけますでしょうか。

**【橋本部会長】**

よろしいでしょうか。

**【事務局・関本】**

はい。ありがとうございます。今、障がいの方で審議していただいているものについては、審議するものが決まっているのですが、未来づくりの方の所掌するものというのが、今のところ非常にふわっとしているのが、事務局としても、どこからどこまでをどのような形で持っていくというのは、これからどのようにまとめていこうかなと考えているところです。

ですので、役割というのは、障がいの方の審議会は、児者切れ目のない、医療を含め、障がい児への支援という形にはなると思います。

北海道で、子どもの未来づくり審議会の方も計画がございまして、そこに障がい児をどのように盛り込んでいくというのか、インクルーシブというのか、そういうイメージなのかなと思っています。

北海道で障がいのある子ども、地域で生活をしていくのに、障がいじゃない方も含めて、今の保育園とか学校でも、受け入れの仕方というのがだんだん変わってきておりますので、そういうところを、こちらの未来づくりの方の審議会では、障がい児を審議会の中で話をいただくというようなイメージかなと思っています。

すいません。まだちょっと、なかなか線引きというのが難しくですね、今、思っているところという形になってしまいますけれども、申し訳ありません。

**【橋本部会長】**

よろしいでしょうか。

**【竹田委員】**

何となくイメージなんですけど、将来的にはそちらの方に統合されていくのかなという、その方が流れとしては、スムーズなのかなという気がちょっとしたんですけども。

**【事務局・関本】**

よろしいでしょうか。

障がい児の政策を全て子ども未来の方というのはですね、この今見直しを行っている障がい児福祉計画等につきましては、障がいの審議会の方で、話をするというのが法で決まっているものですから、全部っていうのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

**【三戸委員】**

北海道医師会の三戸です。

**【橋本部会長】**

よろしく申し上げます。

**【三戸委員】**

なかなか分かりにくいところがり、国もこのような形で、はっきりした分け方が難しいとは思いますが、今説明のあった医療的ケア児に対する、対応とか、発達障がい、知的障がいとかいろんなものも含めてそういうものに関しては、今までどおり、道の障がい者施策推進審議会の中で行うということだと思います。

子ども未来づくりの方は、それ以外、例えば、聴力障がいの方を見据えるとか、発達障がいの方の検診をどうするかとか、様々な子どもを取り巻くいろいろな問題があるので、そういうものを全体的にひっくるめた形で、いろんなところ、文科省、或いは厚労省、或いはいろんな分野で分かれて子どもを見ていたのが、それをひとまとめにするような形で子どもの未来づくりの方でやるということなので、今まであった障がいのある方々に対する医療とか福祉とか保健については今までどおりの形で、とりあえずそこはそのままの形にするという感じで、それ以外の子どもを含めたいろいろな問題に関しては、多少重なるところもあるかも分からないですが、それをまとめた形で、子どもの未来づくり審議会の中でやるというふうに私は理解しました。

今の段階でどこをどうだっというきっぱりと切り分けるのは、なかなか難しく、今の説明を聞く限りそのような形で捉えてよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

**【橋本部会長】**

いかがでしょう。

**【事務局・関本】**

はい。ご意見ありがとうございます。そのようなちょっとご意見を伺いながらですね、立ち位置も含めて、検討して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【橋本部会長】**

他に委員の皆様からはいかがでしょうか。お願いいたします。

**【土島委員】**

今、竹田委員と三戸委員からお話あったような形でいいのかなと思うんですけども、一方で、ダブルスタンダードに絶対ならない内容で、こちらの障がい者施策推進審議会ではなかなか語られないこととしては、「狭義の医療的ケア児」と呼ばれる障がいの無い医療的ケア児という子ども達がいてですね、この子ども達はこの障がい者施策推進審議会の中では、そもそもその支援をすることができないということがあって、例えば二分脊椎で導尿が必要なんだけど、知的障がいは全然ないですよとかですね、1型糖尿病があって、インスリン注射が必要なんだけど、全然知的障がいも身体障がいもないといったようなお子さん達が地域の学校にもちろん入ることがほとんどなんですけれども、そういったような子どもたちをどうやって支援していくかっていうことがですね、ちょっとこう、まだ少ないのかなと。

私もそういう子どもたちを、地域の学校の巡回指導するようになって初めて知ったんですけども、それをどこでどんなふうにサポートしていくか、学校生活の中でもいろいろ大変なことがあったりしてそれを学校でサポートするのか、医療でサポートするのか、福祉を元々使っていないということがほとんどなので、だからそういったような重ならないところについては子どもの未来づくり審議会でも、ぜひ検討していただけたらいいのかなというふうに思うんですけども、そういうすでに線引きが明らかにできるってということについては、そちらの方に部会をつくるってところまでは必要ないのかなと思うんですけども、何らか検討していただければいいのかなというふうに思いました。以上です。

**【橋本部会長】**

はい。様々な意見をいただきたいということが、今日の、頭出しの趣旨だと思いますので、他、委員の皆様から意見、確認、質問がありましたらお願いしたいのですが、どうでしょうか。

鎌田委員からお願いいたします。

**【鎌田委員】**

特別支援学校協会から来た、鎌田と申します。よろしくお願ひいたします。

ちょっと最初の方に戻るのですが、資料1-3ですね、72ページのところの、推進施策のぼつの5番目ですね、特別支援学校における医療的ケア連絡協議会等との連携促進を図りって書いてあるので、ちょっとそこで一言、学校における医療的ケアのところの課題は結構いっぱいあるんですよ。

様々な課題のところは話し合いされると思うんですけど、このところで連携促進を図りっていうところでいくと、外側のところも視野に入れた内容のところを少し取り入れていただけたらどうか、連絡協議会の方でも、取り入れてという形にさせていただけると、ちょっと課題等も少しく、引き継がれるような形になるかなというふうに思いました。

あとですね、ごめんなさい。資料2の状況調査なんですけど、毎年やっているということなんですけど、結果とか、何か変化あるんですかって言ったら、何かあると思うのですが、結果がどのようにされてるのかなというふうに思ったのと、全部の結果を出さなくても全然よろしいんですけども、例えば、5番目の(10)相談先とか、家族の抱える課題とか、他にも大事なところあると思うのですが、ちょっとこの辺とても大事かなとか思ってですね、多分これの調査の目的は違う意味でもやっているのかなとは思っているんですけど、変化とかを見ていくという形を可能な限りちょっと取っていただけたら、この辺りに課題があるんだとか、この辺はちょっと良くなってきてるよねとか、そういうところが見えるといいのかなというふうに、思って聞いておりました。

あとは、医療的ケア児の様々な課題のところに対応していただいているなというふうに感じております。以上です。

**【橋本部長】**

ありがとうございます。

この議事では一つ前になるんですけども、医療的ケア児状況調査に関する、結果を承知する機会、承知できるようにして欲しいというようなことがありましたので、事務局からお願いいたします。

**【事務局・関本】**

はい。ご意見ありがとうございます。調査についての報告につきましては、今年年度でご報告していることが多いので、ご報告の仕方ですね、また、ご意見踏まえながら、提供する方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

結果につきましては、部会の方でもお知らせしておりますので、引き続き、ご意見いただけて、参考にして参りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**【橋本部長】**

せっかくの貴重な調査ですので、その結果も併せて、部会での管掌の仕方だとか、或いは検討の仕方というところに反映していければなということだろうと思っております。

他、いかがでしょうか。土島委員お願ひします。

**【土島委員】**

今、鎌田委員からご指摘あった点については、チャットの方に貼り付けますけれども、医療的ケア児部会の方でも、この調査の結果を障がい者保健福祉課の方で分析をしていただけて、それに私たちのところにも事前に、ちょっとコメントを欲しいとかこういう形で結果が出てるだけ

れども、何かコメントいただけないかっていうことで、私たちからもお返しをしているものを資料として、補足説明資料という形になるんですけど、ちょっとご覧いただけますでしょうか。

去年のですね、令和4年の第2回、医療的ケア児等支援部会の資料2の2というのがあるんですけども、それが分析した内容にはなっていますが、ただご指摘いただいた、これはあくまで地域差を見ているというか、どの地域がどんな状況にあるかっていうことは見ているんですけども、鎌田委員がご指摘いただいたような、経時的な変化っていうのを多分今まであまりやっていなかったのかなというふうに思うので、おっしゃる通り、やっぱりどこの地域がどういうふうに改善しているのかとか、どの領域がどんなふうに良くなっているのかというのは、ちょっと見ていってもいいのかなというふうに思いますので、ちょっと今年度の結果が出ましたらぜひ、経年的な変化も併せて、分析をしていただけると良いかなと私も込めました。以上です。

**【橋本部会長】**

ありがとうございます。

事務局の方の取りまとめにあたって、今のような方向性を織り込んでいただければなというふうに思います。他にいかがでしょうか。

太田委員からお手が挙がっていますね。お願いします。

**【太田委員】**

この状況調査は、本当に全国的に見ても、道がきちっと毎年、いろんな形も含めて実施していただいているのは凄いことだというふうに私はいつも感心しているんですけども、ただこの目的として各自治体がですね、自分の市町の中でそういう医療的ケア児、または重症心身障がいの人たちも含めてですね、どこまで自分ごとといいますか、自分の町にはこういう人たちが何人いて、医療的ケアと言ってもこういう障がいを持っているんだっていうのを、どこまで把握というか、文字数字だけじゃなくてというか、その辺がなんかすごく私たち守る会として、行き渡っていないんじゃないだろうかとか、各自治体の担当者も変わることで、なかなかそれに対して、資料がこう周ってきてもそんなにきちっと、それに対して問題視してないのかなとか、ちょっとつつい思ってしまうんですけども、これは各自治体に返すという、そこで調べた言葉返すということに対してはどのような形で、道としてはされているのかなと思います。

**【橋本部会長】**

どういう形で部会を形成し、役割分担をしていくか或いは協力していくかというところに若干関係する面もあろうかと思います。

今の太田委員からのご質問に対しては、何か答えありますでしょうか。お願いします。

**【事務局・関本】**

調査につきましては、各自治体の方にも、調査結果を返しているところです。

それぞれの町で、こういう状況なんだっていうのは、あと自分の町の状況と、北海道の提供している資料と、ある程度に見比べれば、自分の市町の医療的ケア児の状況というか、見えてくるのかなと思いますので、引き続き、情報共有を進めて参りたいと思います。

ありがとうございます。

**【太田委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【橋本部会長】**

はい。ありがとうございます。

議事の3というところで、令和6年度以降に、どんなような、フレームで進んでいくかというところについて、他にご発言がないようでしたら、この議事については、ここで一応了とさせていただきます。

事務局の方からは何かここについて発言が欲しいとかいうようなことがあれば、リクエストがあれば、よろしいでしょうか。

#### 【事務局・関本】

はい。ありがとうございます。

本当に頭出しという形での提供なので、なかなかご意見というのが難しいのかなと思っていて、三戸委員でありますとか、竹田委員でありますとか太田委員でありますとか、ご意見いただきましてありがとうございます。

またご相談させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

#### 【橋本部長】

どうぞよろしく願いいたします。

せっかくこういう大きな、今年の6月から所掌事務の移管で担当が変わりましたので、これをぜひプラスになるような形で、今後、期待していきたくと思っています。

それでは、次第の3、その他ということになるんですけれども、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局・鹿内】

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、今後のスケジュールについてご説明させていただくんですが、最初の計画のところでも少し触れたんですけれども、今年度です。ね。計画の策定年ということもありまして、ちょっと部会の回数が例年より多くなるようになっておりますので、12月中旬頃にです。ね。第3回の部会を開催させていただきたいというふうに考えています。

ただ計画策定に係るものだけということであれば、書面開催するのか、またオンラインするのかということも含めてですね、検討させていただきたいと思っておりますので、決まりましたら改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。以上です。

#### 【橋本部長】

よろしいでしょうか。

質問がありましたら、お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

それでは、議事については以上になるんですけれども、ちょっと前後するかもしれませんが、全体を通して何かご発言あればと思うんですけれども。

はい。保坂委員からです。お願いします。

#### 【保坂委員】

話を聞いていて頭の中がすごいぐちゃぐちゃになっちゃっていて、どう解釈すればいいかわからないんですけど、ただ一つだけ、ちょっと見えたのが、子どもの未来っていうところを考えたときに、確か事務局の方が健康な子どもと障がいのある子どもと一緒に、教育を受けたり遊んだりする場所ということをおっしゃってましたよね。

私は、それすごくいいなと思っていて、実はイギリスにそれがあって見てきたんですけど、すごく私そこで感動した思いがあるので、やっぱり、子どもって、障がいを持つのが感性って一緒なんじゃないかなと思ったりするので、できればそういうビジョンを北海道で広めてって欲しいなっていうのが一つ。

それと、土島先生すいません。一つ聞いていいですか。これやっていて、この会議ってものすごく大事だなと思って参加してるんですけど、自分の中で、どうしてもストンと落ち込めないものがいっぱいありすぎるので、私って医療的ケア児等コーディネーターというのをちゃんと学んだ方がいいんですかね。

どうなんでしょう。それをちゃんとやらないと、この会議に出てる意味がなくなってきちゃうんじゃないかと思うようになってきたんですけど、ご意見ください。

#### 【土島委員】

はい。土島です。

保坂さんは函館に私が伺った時なんか何回もお話聞いていますので、保坂さんの活動自体がもうすでに医療的ケア児等コーディネーターという形になるのかなと思っています。

あとは、コーディネーターも取っていただくかどうかということにおいては、そのセンターとコーディネーターとで、ずっと質の向上というか相互連携みたいなことを、体制づくりをしているので、そういったことのあるところに入っていくことの意義はあるのかなと思っていますが、そこと別のルートで、もともと保坂さんのところと私たちも繋がっているので、必須っていうことではないのかなと思っています。

ちなみに、今、先週の金曜日で申し込みを終わって、今選考しているところなんですけれども、50名の枠に110名ぐらいの応募が来ていてですね、かなり倍率が二倍以上になってるところで、関心はかなり高まっているのかなというふうに思っているところです。

あと、前段の教育のところでも私もそう思うんですけども、国連からいろいろインクルーシブ教育が全然できてないというか、分離したり隔離したりという教育が続けられているということの批判をされながらも、何か私もいろんなところで、教育関係委員会に関わっているので、北海道でも札幌市でも聞いているんですけども、そういうグランドデザインみたいのを描く、話し合う場をするところがないというふうに聞いているので、私も何とかできないんだろうかと思っはいるのですが、おそらく多分そういうのがないのかなあと北海道でぜひそういうことを示していければいいのかなと思うんですが、なかなか教育委員会レベルでも難しいというところなのか、今日、教育委員会の方々も参加しておられるので、何かコメントがいただけるかもしれませんが、というふうに思った次第です。以上です。

#### 【橋本部長】

ありがとうございます。

教育委員会の方から急に発言をというのも、難しさがあるかもしれませんが、追々という形でお願いできれば。それはもちろんこの体制になっていく、令和6年度から最大の期待、希望になるわけですし、ぜひそういう連携協力、或いはインクルーシブ、インクルージョンというところの夢をですね、実現していくようなところに進んでいければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

時間も少しあるようなんですけれども、今日せっきの機会なので、感想でも、或いはご意見でも、お願いできればなと思うんですけど、川淵委員、岡田委員、いかがでしょうか。

はい。お願いいたします。

#### 【川淵委員】



私も今回医ケア児支援部会として、どういうふうにしていくかっていうところでは、なかなか難しいことがいっぱいあるなと思って、保坂さん同様、自分の中に落とし込むのが非常に難しくなっているところがありました。

ただ、やはり切れ目のない支援というところでは、協議する場所が違ったとしても、目指すところは一緒というところで、サポートしていただければいいなというふうに感じておりました。

ぜひ私ももっともっとコーディネートのことについても勉強していきたいなと思っております。以上です。

**【橋本部長】**

ありがとうございます。

岡田委員、いかがでしょう。

**【岡田委員】**

はい。いつもですね本当勉強させていただいてる場、という感じなんですけれども、やはり、うちの道肢体連協の課題としては、要するに青年期の方に移行されてくるところがなかなか、どこの場所においても難しいなと思っています。

過齢児というのはおかしいんですけれども、年齢を取っていった子ども達が見てもらえる場所がどんどん無くなってきている中で、この医ケア児の話を知っていると、すごい夢が持てるなと思うんですけれども、現在進行形のうちの子ども達に関しては、なかなかうちはコドモックルなんですけれども、切られて、結局その系統の中で一般の病院を訪問した時に、生まれつきの脳性麻痺とか、そういった子供たちを見てくれるところはない、玄関先でシャットアウトみたいな状態が千歳市の場合も続いています。

見てくれるところを探すんですけれども、なかなか見てくれるところはないということで、あと各自治体に戻された時に、各自治体で、町であることを悪く言うわけではないんですけれども、理解されてるのかなっていう部分は、すごく感じているところです。

数字的には当然千歳市も入ってきてるんですけれどもね。それがどこでされてるのかなかなか、どこの話をされているのかがなかなか分からないので。すいません。医ケア児に限ってではないんですけれども、子供たちを見てる側の、意見しかなくてすみません。

また勉強させてください。

**【橋本部長】**

はい。ありがとうございます。

他にご発言、太田委員からお手が挙がっております。お願いします。

**【太田委員】**

先ほどの健常なお子さんと障がいを持ったお子さんの交流と申しますか、一緒に育つ環境というお話がありましたけれども、私の経験からですね、長男が障がいを持っているんですけれども、下の2人が近くの保育園に行っていた時に、そこの保育園で脳性麻痺の方とかダウンの方とかいろんな障がいを持ったお子さんを一定程度を受け入れてたんですね。

そうしますと、もうお子さん達は、保育士さん、先生方よりも、ちゃんと脳性麻痺の方のお話しすることが分かってちゃんと通訳をしてくれるとか、何か、自然に友達というか仲間というか、そういう育ち合う環境であったなと思い出します。

今、医療的ケアがあって、なかなか看護師さんが入らないとか、保育園も、なかなか障がいを持った方を受け入れられないっていう状況、特に医療的ケアのある方は、受け入れてもらえないのでお母さん仕事も難しいんですよって話もありますけれども、本当に小さいときから、そういう

自然な形で育ち合う、国がですねその仕事をしなくても、そういう保育園に預かるというか、子供を受け入れるような施策も今後できるような話もちよっと聞いたような気がしますので、まずそこも大事じゃないかなと思います。

あともう一つですね。医療的ケアのある方は特になんですけれども、入院の際の環境、医療的ケア児、者もですけれども、本当に劣悪な入院環境の付き添いなんですね。ベットも簡易ベッドで全然熟睡できないようなベットだったり、あと食事も本当に付き添っていて、売店に買いに行ったらもう三時で終わってしまうとか、いろんな病院全てではないのかもしれないんですけれども、コドモックルとかいろんな病院の話を聞きますと、本当にその付き添いの環境をぜひ少しでも良くしていける方向を何とかしていきたいと思っているところなので、ぜひ道の方でも一緒に考えていただけたらと思います。以上です。

#### 【橋本部会長】

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

個別の場面では本当に大変な場面がありますので、そこに行き届かせるような大きな仕組みを、システムをといるところで、この部会も、それから来年、子どもの未来づくり審議会のもとでの障がい支援部会も機能していければなと願います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

この計画自体は、令和6年度から令和11年度ということで、すごくこの情報や変化の激しい時代に長いタームで作られる計画でありまして、もし、今日の委員の皆様の発言を織り込んで、この素案を1回確認をするでありますとか、或いは委員の皆様からのご意見、ここがというふうなことがあればまた事務局の方に連絡をさせていただいてもよろしいですよ。

はい。というような形で、同じ方向を向いて、しっかりした計画を、或いは部会での課題というものの取り組みを進めていければなというふうに思います。

以上をもちまして本日予定されていた議事はすべて終了ということにさせていただきます。

ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

#### 【事務局・関本】

はい。橋本部会長、どうもありがとうございました。

議事の進行につきまして、スムーズな進行、皆様もいろいろありがとうございます。

長時間の議論になりました。お疲れ様でございます。本日皆様からいただきましたご意見、計画の方に反映すべきものは反映していきたいというふうに考えております。また、審議会の方の体制につきましても、ご意見等ございましたら、ご連絡をいただければと思います。

なお、次回につきまして、第3回目の日時、別途またご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の第3回の部会につきまして、これで終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。